

年金局に対応を求める事項

疑義解釈への対応について

- ・ 疑義照会及びその回答について、必ず記録に残るような方法(文書)により行うことを徹底すべきである。
- ・ 軽微な案件であっても、照会及び回答には必ず複数の者が関与するとともに、決裁や意思決定のルートを明確にしつつ、課室長や課長補佐等が適切に進捗管理を行うべきである。
- ・ 年金局において、業務を着実に実施していくのに必要な人的配置も含めた業務運営体制の充実を図るべきである。

業務の処理基準について

- ・ 制度を取り巻く状況の変化等に対応して、随時Q&Aの改訂を行っていくことが基本(当然)であり、各職員はそのような認識を持つべきである。
- ・ 時効特例Q&Aを含め、各種業務マニュアルが現場の担当者にまで確実に伝わるような仕組み作りに取り組むべきである。

現場と厚生労働省の間の業務分担・連携について

- ・ 機構に対する関与のあり方や、年金局制度部門との関係も視野に入れつつ、機構と年金局事業部門との役割分担などをあらためて検討すべきである。
- ・ 年金局と機構との間で密接な連携を図るため、機構との間で人事交流を拡大することなども検討すべきである。
- ・ 年金局と機構との間で、業務運営等に関して、幹部レベルで定期的に行われている協議の場に加え、実務者レベルでの協議の場も設定するなど緊密な情報交換を行えるような仕組み作りを行うべきである。
- ・ 年金局・機構それぞれの組織内においても、上司・部下・同僚の間で情報共有・連携を一層図ることが重要である。

今後1か月程度を目途に、これらの課題に対する具体策を含め、時効特例給付業務の教訓を踏まえた、年金行政を担う組織運営のあり方(年金局及び機構の連携方法や体制整備、各組織内のマネジメント等)の検討を行うことを要請する。